

「中高生対象キャリア教育実践プログラム研究事業」業務委託仕様書

この仕様書は千葉県教育委員会（以下「委託者」という。）が行う中高生対象キャリア教育実践プログラム研究事業（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の目的

令和5年度に千葉県教育委員会で実施した「キャリア教育の推進に係る調査研究事業」の調査結果から、本県の中高生の傾向として、キャリア教育で育成を目指す「基礎的・汎用的能力」の「キャリアプランニング能力」に関する項目の自己認識に課題があることが明らかになっている。具体例として、「将来働くことの意味について考えている」と答えている中学生が全体の36.8%、高校生は23.3%に留まっていることが挙げられる。

また、高校の普通科で学ぶ生徒は、高校を選択した理由として、専門学科の生徒と比較して、「自分の興味・関心に合った勉強ができそうだから」や「将来の目標を見つけられそうだったから」といった回答が少なく、自分の学力に合っていることや通学の便利さを挙げている割合が多い。高校を選択する中学生段階から、将来への明確な目的意識を育むための方策をとる必要があると考えられる。

そこで、中学校・高等学校のモデル校の生徒を対象に、先述の調査結果を踏まえ、自己理解を深めた上で、自分の能力を生かしながら目的意識を明確にして将来の進路を切り拓く力を育成するための実践的なプログラムを検討し、提供する委託事業を行う。あわせて、プログラムの効果の分析を行い、次年度以降の、キャリア教育に関する事業展開に向けた資料とする。

2 対象生徒

- ・市町村立中学校10校程度のモデル校における第2学年生徒
(1,200人程度)
- ・県立高等学校全日制普通科3校のモデル校における第1学年／年次生徒
(900人～1,000人程度)

※モデル校の指定は委託者が行う。

3 委託内容

(1) キャリア教育実践プログラムについての提供

- ・令和5年度に県教育委員会で実施した「キャリア教育の推進に係る調査研究事業」調査結果（添付資料）に基づき本県の中高生のキャリア意識等の傾向を踏まえた上で、生徒のキャリア意識の向上に当たり効果が見込まれる中学生用、高校生用のプログラムを企画・提供する。
- ・プログラム内容の詳細については、令和6年4～5月に、委託者（モデル校の教員等を含むことがある。）と、モデル校の生徒の実情やこれまでの実践等を踏まえて、協議を行い、決定する。協議内容、回数等は適宜調整する。
- ・キャリア教育実践プログラムに必要な教材等の提供を行う。教材等は、生徒、指導に当たる指導教員分を印刷して提供する。
- ・プログラムの実施時期は、令和6年6月～12月の間に、授業4～6コマ分のプログラムを実施することを目安とする。

(2) キャリア教育実践プログラム実施のための教員支援等

- ・プログラム実施に当たり、指導する教員が意図に沿った指導ができるよう、オリエンテーション及び各プログラム実施の前に、研修動画の配信や指導案の提供等による研修を行う。
- ・プログラム実施に当たって、学校からの質問や相談に応じるための窓口を設け、支援に当たるとともに、必要に応じて実施内容等についてモデル校や委託者との協議を行い、プログラムの改善を図る。

(3) プログラムの効果を高めるための測定ツールの提供・実施結果の提供

- ・プログラムと連動し、資質・能力を測るテスト、職業観、適性認知、意欲・行動等について問うアンケート等を生徒対象に実施する。実施は、スマートフォン・タブレット及びPCの活用を可能としたウェブ回答の形式とする。
- ・テスト・アンケート等は、全プログラムの開始前と終了後に実施し、生徒の意識の変容やプログラムの効果が把握できるようにする。
- ・テスト・アンケート等の結果は、キャリア意識の醸成に役立つアドバイスを添えるなどして、各生徒に提供するとともに、生徒の承諾に基づいて、委託者と所属校にも提供する。
- ・このほか、プログラムの各回の成果を確認するために、各回の実施後に、簡易なアンケート等を実施し、その結果を委託者と所属校に提供する。

(4) 事業の効果検証・報告

- ・テスト・アンケート調査の結果等に基づいて、プログラム実施前後の生徒の意識の変容を調査・分析するなどして、事業の効果を検証する。
- ・調査分析に当たっては、知見を有する専門家の協力を得る。
- ・事業効果の検証結果について報告書にまとめ、令和7年3月10日までに委託者に提出する。

(5) その他業務を遂行する上での連絡・調整関係

4 スケジュール（見込み） ※予算成立等の日程により変更することもあり得る。

※プログラムを6コマ実施する場合のスケジュール例

令和6年4月	5月	6月～7月	8月	9月～12月	令和7年1月	2月	3月
契約締結	実践協議	教員向けオリエンテーション		教員向け研修(各プログラム実施前)	アンケート等の実施(プログラム後)	集計・分析	報告書提出
	プログラム	アンケート等の実施(プログラム前)	キャリア教育実践プログラム(第1～2回)	キャリア教育実践プログラム(第3～6回)	※12月実施も可		

5 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者との協議及び文書による申請・承認により業務の一部を再委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできないものとする。業務上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした被害を含む。）は、受託者の責任で処理すること。また、受注業務終了後も同様とする。

(3) 著作権に関する配慮

提供される報告書等は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

(4) 本事業に関する新規作成物

本事業に関する新規作成物については、委託者に帰属することとする。ただし、受託者保有の既存作成物については権利を留保するものとし、この場合、委託者は使用許諾を与えられたこととする。

7 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額等を行う場合がある。
- (2) 業務内容を遂行する上で必要な技術支援の研修は、事前に受注者が責任を持って行うこと。
- (3) 業務で使用する PC 機器・ネットワーク環境等は、受託者が準備すること。
- (4) 業務に係る交通費・出張費・諸経費等は受託者の負担とすること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。